



建築基準法第 48 条の建築物の用途規制違反に対する

国土交通省の技術的基準について

引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場に関する、建築基準法第 48 条の建築物の用途規制違反については、平成 22 年 1 月より、実態調査が行われ、平成 22 年 8 月 31 日時点の **実態調査の概要** が下記の様に公表されました。

ドライクリーニング工場数	28,821 件 (100.0%)
用途規制の違反がないもの	12,696 件 (44.1%)
用途規制の違反があるもの	14,479 件 (50.2%)
調査中のもの	1,646 件 (5.7%)

ここで約 50%以上の工場が違反していることがわかります。

そこで、違反建築物における違反是正措置の 1 つとして、建築基準法第 48 条の規定に基づく許可を受けることが想定されることから、各特定行政庁における許可の運用基準として、引火性溶剤の使用に伴う火災危険性を除去するために必要な安全対策措置にかかると **技術的基準** が国土交通省より出されました（下記参照）。

技術的基準の内容：

次の **3 つの基準** より構成されています。

1. 引火性溶剤の保管方法等
2. 洗濯機・乾燥機の安全対策
3. 作業場（洗濯、乾燥、又は仕上げ作業を行うスペース）の防火措置

その中で上記 **2. の洗濯機・乾燥機の安全対策** について解説します。

- a) 洗濯機及び乾燥機には、適切にアースが設置されている事

EC 機はアース工事は絶対条件 **《適合》**

- b) 洗濯機は、洗いと脱液が同一の機械内で行われる事

EC 機は、洗いから脱液、乾燥まで同一の機械内で行われる。 **《適合》**

- c) 洗濯機は、①不活性ガスの充填か減圧による酸素濃度制御
②溶剤冷却機能又は溶剤温度上昇時の機械停止機能
③静電気モニターに連動し、機械停止機能
④静電気モニターに連動し、ソープ自動投入機能
の内一つに合致していること。



EC 機は、②溶剤冷却機能および溶剤温度上昇時の機械停止機能の両機能が付属している。《適合》

- d) 乾燥機は、
- ①酸素濃度が爆発下限界以下（窒素ガス、減圧）
 - ②溶剤の蒸気濃度が爆発下限界以下（温度制御）
 - ③火源のエネルギーが最小着火エネルギー以下の内一つに合致していること。

EC 機は②溶剤の蒸気濃度が爆発下限界以下で運転される。 《適合》

EC 機は、回収乾燥時に、直接ガス濃度を測定します。

爆発下限界 (38.8 g/m³) の 70%以下 で蒸気の供給をコントロールします。

何らかの原因で 80%に達した場合、機械は停止します。

濃度センサーが故障した場合は、乾燥温度が自動的に下げられ安全に運転出来るよう設計されています。

上記の様に、

イージークリーン社のドライ機は、機械の構造を変更する必要なく 国土交通省の安全基準に適合します。